

第 20 編 地すべり防止編

第 1 章 地すべり防止

第 1 節 適 用

1. 適用工種

本章は、地すべり防止工事における、砂防土工、法面工、アンカー工、擁壁工、水路工、地下水排除工、抑止杭工、排土盛土工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種に適用する。

2. 適用規定(1)

砂防土工は、第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工・用排水路土工・開排水路土工・治山土工の規定による。

3. 適用規定(2)

法面工、アンカー工、擁壁工、地下水排除工、抑止杭工は、第 8 編第 3 章第 4 節法面工、第 5 節擁壁工、第 7 節地下水排除工、第 9 節抑止杭工の規定による。

4. 適用規定(3)

構造物撤去工、仮設工は第 3 編第 2 章第 9 節構造物撤去工、第 10 節仮設工の規定による。

5. 適用規定(4)

本章に特に定めない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定による。

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**、以下の基準類及び第 8 編第 3 章第 2 節、第 1 編から第 3 編に掲げる適用すべき諸基準による。

また、この諸基準は最新版を適用する。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

農林水産省 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」

第 3 節 水路工

20-1-3-1 一般事項

本節は、水路工として作業土工、承水路工、排水路工、管渠工、集水榘工、現場打水路工、明暗渠工、暗渠工、深層暗渠工、その他これらに類する工種について定める。

20-1-3-2 作業土工

作業土工の施工については、第 3 編 3-2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

20-1-3-3 承水路工

承水路工の施工については、第 8 編 8-3-6-3 山腹集水路・排水路工の規定による。

20-1-3-4 排水路工

排水路工の施工については、第 8 編 8-3-6-3 山腹集水路・排水路工の規定に

よる。

20-1-3-5 管渠工

管渠工の施工については、第3編 3-2-3-29 側溝工の規定による。

20-1-3-6 集水枡工

集水枡工の施工については、第3編 3-2-3-30 集水枡工の規定による。

20-1-3-7 現場打水路工

現場打水路工の施工については、第8編 8-3-6-6 現場打水路工の規定による。

20-1-3-8 明暗渠工

明暗渠工の施工については、第8編 8-3-6-4 山腹明暗渠工の規定による。

20-1-3-9 暗渠工

暗渠工の施工については、第8編 8-3-6-5 山腹暗渠工の規定による。

20-1-3-10 深層暗渠工

深層暗渠工の施工については、第3編 3-2-3-4 矢板工、第8編 8-3-6-5 山腹暗渠工の規定による。

第4節 排土盛土工

20-1-4-1 一般事項

本節は、排土盛土工として掘削工、盛土工、法面整形工、植生工、吹付工、かご工、その他これらに類する工種について定める。

20-1-4-2 掘削工

掘削工の施工については、第1編 1-2-3-2 掘削工の規定による。

20-1-4-3 盛土工

盛土工の施工については、第1編 1-2-3-3 盛土工の規定による。

20-1-4-4 法面整形工

法面整形工の施工については、第1編 1-2-3-5 法面整形工の規定による。

20-1-4-5 植生工

植生工の施工については、第3編 3-2-14-2 植生工の規定による。

20-1-4-6 吹付工

吹付工の施工については、第3編 3-2-14-3 吹付工の規定による。

20-1-4-7 かご工

かご工の施工については、第3編 3-2-14-7 かご工の規定による。